

基本枠組ワーキンググループ 中間とりまとめ

課税問題ワーキンググループ 中間とりまとめ

(平成10年10月27日)

論点・意見

- ・ 金融課税
- ・ 課税方式
- ・ 総合課税と分離課税
- ・ 損益通算・繰越控除・平均課税
- ・ 納税過程の公正、簡素
- ・ 土地譲渡益課税
- ・ 譲渡所得課税
- ・ 租税特別措置等
- ・ 納税者番号制度

金融課税

- 金融ビッグバン、国際的な資本移動の一層の進展の下、1200兆円もの個人金融資産について、公平、中立等の観点から、課税のあり方をどう考えるか。
- 利子、配当、株式等譲渡益などに関して、次のような点についてどう考えるか。
 - ・ 利子所得 —— 課税の公平・中立、執行体制の整備、利子所得の特異性
 - ・ 配当所得 —— 利子課税とのバランス等
 - ・ 株式等譲渡益課税 —— 申告分離課税方式への一本化
 - ・ 地方税における課税の適正化
 - ・ その他
- 長期金融商品の課税の繰延べについてどう考えるか。
- 非課税貯蓄に関して、高齢者等の貯蓄、勤労者の財産形成への配慮のあり方についてどう考えるか。
- 生損保控除について、制度の趣旨や金融商品間の中立性、公平性等の観点からどう考えるか。
- 金融システム改革、国際的資本移動の一層の進展の下で金融商品や金融取引にどのような動きがみられるか。
- 集合的投資スキームなどハイブリッド型商品やデリバティブなど新型金融商品に対する課税のあり方について、商品間の中立性等を踏まえつつ、どう考えるか。
- 新型金融商品についてこれまで個別の商品ごとに課税のあり方が検討されてきたが、金融商品の開発が急速に進展していること等に鑑み、そのリスクなどに着目しつつ、包括的、横断的な対応を検討すべきか。
- 金融商品からの所得について、所得種類の転換、課税の繰延べ、損益の通算、源泉地の転換等を通じた租税回避行為への対

応を手続法的、実体法的にどう考えるか。

- 円の国際化との関係、国境越え利子課税・本人確認のインフラ（国債流通システムのあり方等）のグローバル・スタンダード、居住者による租税回避防止についてどう考えるか。

課税方式

- 少子・高齢化など社会経済の構造変化、金融取引の進展、国際的な資本移動の進展等を踏まえ、所得課税における課税方式や納税者番号制度等について幅広く検討、見直しを行うべきではないか。

総合課税と分離課税

- 所得課税の対象をどの範囲までとすべきと考えるか。フリンジ・ベネフィット等をどう考えるか。さらに、未実現のキャピタルゲイン、インピューティド・インカム（帰属所得）についてどう考えるか。
- 所得課税が年を単位として課されることとの関係で、長期間にわたって実現される所得についてどう考えるか。
- 総合課税と分離課税について、課税の公平、中立、簡素の観点、所得の性質及び税率構造、税負担のあり方等に照らし、その特質をどう考えるか。

損益通算・繰越控除・平均課税

- 損益通算を認める範囲や人為的に損失を創出することも可能な操作性の高い受動的活動からの損失（パッシブ・アクティビティ・ロス）の取扱い等についてどう考えるか。
- 現行の所得課税は暦年課税を原則としているが、損失の繰越し、繰戻しについてどう考えるか。繰越しされた損失と他の所得との相殺を認めるべきかどうか。
- 税率の累進構造の緩和の下で、変動所得・臨時所得の平均課税について簡素化してもよいのではないか。
また、対象となる所得についてどう考えるか。

納税過程の公正、簡素

- 今後は、納税者の税制に対する信頼を確保するため、適正な執行の確保という課税する側の観点とともに、納税者がどのような形で、どの程度、納税過程に関与するかという納税者の立場から見たタックス・コンプライアンス（tax compliance、税制への信頼と納税過程を通じた法令遵守）の観点を重視して、納税過程の公正・簡素を推進していくことが必要ではないか。
- ビッグバン、金融取引の進展、国際的な資本移動の一層の進展、電子化等によって、租税回避行為が高度化していることを踏まえ、どのように適正な執行の確保を図るか。
- 課税制度の変更に際しては、適切な所得の捕捉がなされるように資料情報の提出等、執行にも資するような制度的な検討も必要ではないか。
また、資料情報の提出をどのように確保するか等についても検討が必要ではないか。

土地譲渡益課税

- 土地譲渡益課税のあり方については、次のような点に留意しつつ、土地税制全般の一環として検討を行うべきではないか。
 - ・ 所得・消費・資産等の間で均衡の取れた税体系
 - ・ 土地基本法の基本理念（土地の公共性など）を踏まえた総合的な土地政策の一環としての役割
 - ・ 長期的、安定的な制度の構築
 - ・ 各種の特別控除等により狭くなっている課税ベース
 - ・ 税率構造のフラット化に伴う適正化

譲渡所得課税

- 土地税制については、土地をめぐる社会経済情勢の変遷に応じて改正が行われてきているが、政策的見地から設けられている各種の特別控除等により、土地譲渡益のかなりの部分が課税ベースから脱落していることについてどう考えるか。

租税特別措置等

- 租税特別措置等については、それらが特定の政策目的を実現するための政策手段であり、税制の基本原則の例外措置であることから、今後とも、その徹底した整理・合理化の方向で検討を行っていくことが必要ではないか。
- 住宅政策との関連で、この制度の位置付けをどう考えるか。
- 持ち家を対象とした制度であるが、借家住まいの者との負担の公平についてどう考えるか。
- 減収額が租税特別措置の中でも最大の６千億円余となり、夫婦子２人の給与所得者の場合、年収約８００万円まで所得税額がゼロとなっていることについてどう考えるか。

納税者番号制度

- 納税者番号制度については、国民の理解が更に深められ、より具体的な議論が行われることが重要ではないか。

<制度の具体像>

- 番号利用の一般化、行政による番号の整備、国際的資本移動の一層の進展、金融システム改革に伴う資料情報制度の充実の要請、電子化の進展等を踏まえ、段階的な導入も含め、納税者番号制度の具体的な制度案を構築して、それをもとに、その得失について検討を進めることが望ましいのではないか。
- 納税者番号制度については、課税する側の観点からだけではなく、タックス・コンプライアンス（tax compliance、税制への信頼と納税過程における法令遵守）という納税者や源泉徴収義務者といった関係者の観点にも立った検討が必要ではないか。
- 納税者番号の使用を望まない納税者に関しては、より高い税率による源泉徴収を行うというような、納税者の選択の余地を残すような仕組みについてどう考えるか。
- 納税者番号として利用できる番号として、年金番号と住民票コードの具体的な比較検討を進めるべきではないか。
- 所得を捕捉する資料情報の制度として、番号の活用の必要性が高まっているのではないか。

<課税方式との関連>

- 利子・株式等譲渡益の総合課税化と納税者番号制度との関係をどのように考えるか。
- 納税者番号制度を資産性所得の課税の適正化のために活用していくことは必要ではないか。

＜経済取引への影響、民間及び行政のコストと効果＞

- 資金シフト等、経済取引への影響をどう考えるか。
- 民間及び行政のコストについてどう考えるか。
- 納税の透明性に資すること等の定量的に示すことができない効果にも配慮する必要があるのではないか。
- 納税者番号制度のメリットについてどう考えるか。

＜プライバシー保護＞

- 納税者番号制度の具体像をもとに、プライバシー問題の生じる局面を整理して検討すべきではないか。
- 納税者番号制度のプライバシー保護のため、罰則等の法制度やコンピュータシステムを含めた執行面についてどう考えるか。